

## 成年年齢引き下げに伴う同意について

民法改正により令和4年4月より、成年年齢が18歳になりました。

これに伴い、18歳以上は成年として対応することとし、書類への署名や同意など可能とさせていただきます。

ただし、手術など医療行為によっては、ご本人・ご家族の両者へ説明を十分行い同意を得ることにしておりますので、その際はご家族の同席と同意を必要とする場合があります。

なお、病院からお渡しする説明・同意書に「20歳未満」という表記が残っているものがありますが、順次改訂予定ですので、ご了承くださいますようお願いいたします。